

仕 様 書（什器B）

1 品名及び数量

福島県県中農林事務所 什器B（机・幕板） 一式

2 納入期限

令和8年4月1日～令和8年4月30日までの期間で 福島県県中農林事務所 が指定する日

3 納入場所

福島県郡山合同庁舎 新庁舎 福島県県中農林事務所

（住所：福島県郡山市南一丁目94番 1階 ）

4 数量及び規格

別紙「福島県県中農林事務所 什器B 一覧」のとおり

5 その他

（1）納品について

搬入、組み立て、設置に係る費用を入札額に含めること。

（2）物品の色について

色の指定ができる物品については、落札後に 福島県県中農林事務所 と申し合わせること。

（3）想定品について

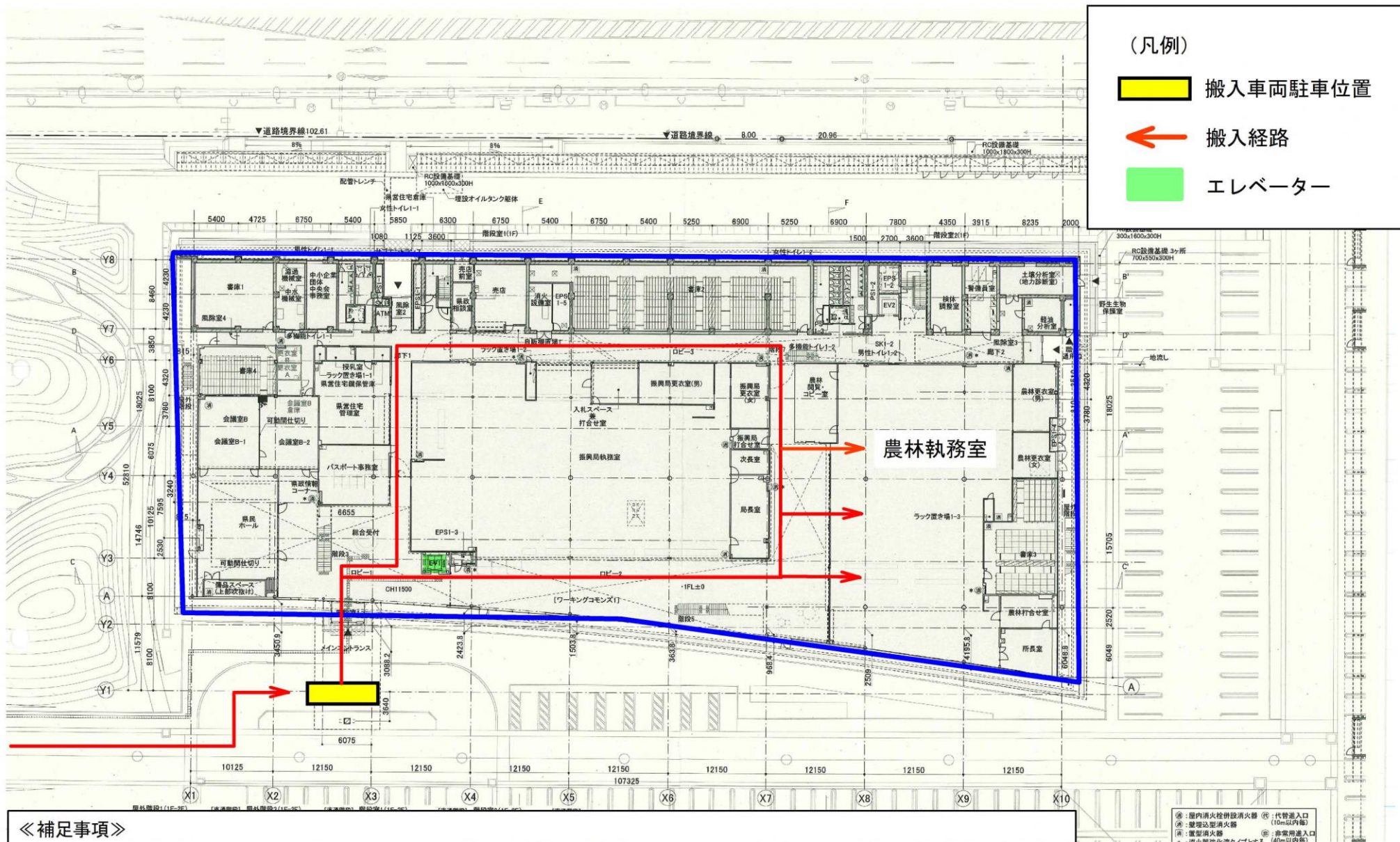
想定品は別紙「一覧」のとおりとするが、同等品で応札する場合は、同等であることが分かる資料、カタログの写しを添付すること。また、**想定品以外の物品で応札しようとする場合は、福島県県中農林事務所の確認を受けた提案協議書（第5号様式）を添付すること**

（4）搬入経路等について

- ① 搬入場所及び組み立て場所は、福島県県中農林事務所執務室内とする。
- ② 搬入経路は、別紙「郡山合同庁舎新庁舎搬入経路図」のとおりとする。
- ③ 搬入口（風除室）、廊下、ロビー、エレベーター等の「建物内共用部」については、別途移転計画策定支援業者が養生を行う。
- ④ 什器備品等の組立は、基本的には設置室内を養生したうえで行うものとする。ただし、物量その他物品の設置状況等により、室外で行う必要がある場合は別途協議すること。

（5）特記事項

納品等の作業実施に関する各種事項（作業・搬入等の詳細日時、車両駐車場所、通用口等に関する現場作業に伴うルール等）については、発注者及び、発注者が別途委託する移転計画策定支援業者と打ち合わせし実施すること。



《補足事項》

- ① 搬入口（風除室）、廊下、ロビー、エレベーター等の「建物内共用部」については、別途、新庁舎管理業者が養生を行う
② 什器備品等の組立は、基本的には設置室内を養生したうえで行うものとする。ただし、物量、その他物品の設置状況等により、室外で行う必要がある場合は新庁舎管理業者と別途協議とする